設備工事技術検査基準

（目的）
第１　この基準は、建設工事検査要領第７第４項の規定に基づき、設備工事技術検査基準を定め、検査員が実施する検査（以下「検査」という。）の厳正かつ公平な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）
第２　検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

（工事の実施状況の検査）
第３　工事の実施状況の検査は、契約図書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書を対比し、別表第１に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）
第４　出来形の検査は、位置、出来形寸法、出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第２に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 32 条第２項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（品質の検査）
第５　品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して、別表第３に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書第 32 条第２項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（出来ばえの検査）
第６　出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すりつけ等の程度及び全般的な外観について目視及び観察により行うものとする。

（その他）
第７　この基準に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附則
この基準は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　工事の実施状況の検査留意事項

	項　　目	関 係 書 類	内　　容
1	工事の監督	契約書、仕様書等	工事監督の状況確認、立会及び指示承諾協議事項等の処理内容
2	契約図書等の履行状況	契約書、仕様書、その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・賃与品及び工事発注品の処理状況その他契約書等の履行状況
3	施工管理	施工計画書、工事指示書、施工図、その他関係書類	管理手法・要員・確認の程度等の施工管理状況、施工管理結果の反映状況、全般的認識程度
4	工程管理	工程図表、実施工程表、工事出来高報告、工事打合せ書、工事指示書	工程管理状況及び進捗状況
5	工事施工状況	施工計画書、工事指示書、施工図、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻り(災害)に対する処理状況
6	支給品及び貸与品	支給、受領、使用、精算及び返納書、その他の関係書類	支給、受領、使用及び返納の処理状況
7	工事材料解体及び発生材	仕様書、工事材料検査票、解体及び発生材処理票等	工事材料、解体及び発生材の処理状況
8	立会、指示すべき施行	仕様書、工事打合せ書、その他記録資料等	立会指示すべき施行状況
9	安全管理	契約図書、工事指示書	安全管理情況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
10	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表２　出来形寸法検査基準

工　種	検　査　内　容	検　査　対　象
(1) 配管工事	支持間隔、埋設深さ （種類ごと）	３００m未満は、１ヶ所以上 ３００m以上は、３００mにつき１ヶ所以上
(2) ラック工事	支持間隔、据付け高、幅、高さ （種類ごと）	１００m未満は、１ヶ所以上 １００m以上は、１００mにつき１ヶ所以上
(3) ダクト工事	支持間隔、据付け高、形状寸法 （種類ごと）	１００m未満は、１ヶ所以上 １００m以上は、１００mにつき１ヶ所以上
(4) ピット工事	幅、深さ （種類ごと）	３０m未満は、１ヶ所以上 ３０m以上は、３０mにつき１ヶ所以上
(5) 据付工事	位置、芯、水平、垂直、並び （据付機器ごと）	１０ヶ所未満は、１ヶ所以上 １０ヶ所以上は、１０ヶ所につき１ヶ所以上
(6) 塗装工事	膜厚 （機器ごと）	３ヶ所以上
(7) 弁　　類	数量、表示、外観、形状	全数

備考 (1)　検査は実地について行うことを原則とするが、特別の事由により実検査出来ない場合及び当該工事の主体とならない工種については、管理図、出来形図、写真等の資料により、検査することができる。

(2)　表中の検査頻度は原則とし上記のとおりとするが、現地状況等を勘案して適宜実施することができる。

別表３　品質検査基準

工　種	検査項目	検 査 内 容	検 査 方 法
(1) 共通	出来ばえ	全般的な外観は良好か。 関係法規、設計書等に適合しているか。	イ　主に観察により検査する。 ロ　必要に応じ、検測する。
	性能	設備又は付属設備等の性能は承諾図等と対比して適切か。	イ　主に工場試験、現場試験報告書、総合試運転報告書により検査する。 ロ　必要に応じ、実際に操作してみて検査する。
	材料	品質及び形状寸法は、設計図書等と対比して適切か。	イ　観察又は品質証明書により検査する。 ロ　必要に応じ、試験、検測する。
(2) 盤	イ 絶縁 ロ 機能 ハ 寸法	絶縁、機能、寸法は、設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施行管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定、試験をする。 ハ　必要に応じ、組み合わせ試験をする。
(3) 電気機器	イ 絶縁 ロ 機能 ハ 寸法	絶縁、機能、寸法は、設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施行管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定、試験をする。 ハ　必要に応じ、組み合わせ試験をする。
(4) 計装機器	イ 機能 ロ 精度 ハ 寸法	機能、精度、寸法は、設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施行管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定、試験、実流検査等をする。 ハ　必要に応じ、組み合わせ試験をする。
(5) 情報処理	イ 機能 ロ 精度 ハ 寸法	機能、精度、寸法は、設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施行管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定、試験をする。 ハ　必要に応じ、組み合わせ試験をする。
(6) 配線工事	イ 絶縁 ロ 端末処理	絶縁、端末処理は設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施行管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定、試験をする。

工　種	検査項目	検 査 内 容	検 査 方 法
(7) 回転機器	イ 性能 ロ 据付精度	性能、据付精度は設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施行管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、作動させて試験、測定する。
(8) 弁類	イ 機能 ロ 漏洩等 ハ 据付精度	機能、据付精度は設計図書等と対比して適切か。 また、漏洩等の異常はないか。	イ　主に施工管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、作動させて試験、測定する。 ハ　必要に応じ、負荷をかけて作動させる。
(9) 貯槽機器	イ漏洩等 ロ据付精度 ハ 開放検査	漏洩等の異常はないか。 据付精度、内部構造は設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施工管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定する。 ハ　開放等により、内部構造を観察する。
(10)現場組立機器	イ 組立状態 ロ 据付精度	組立状態、据付精度は、設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施工管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定する。 ハ　必要に応じ、開放又は作動試験する。
(11)荷役機器	イ 機能 ロ 据付精度 ハ 設置状態	機能、据付精度、設置状態は設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施工管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定する。 ハ　必要に応じ、作動させて他の設備等に支障を来さないか観察する。
(12)配管工事	イ 漏洩等 ロ 材料検査 ハ 据付精度	漏洩等の異常はないか。 据付精度、材料選定は設計図書等と対比して適切か。	イ　主に施工管理資料及び観察により検査する。 ロ　必要に応じ、測定する。 ハ　必要に応じ、負荷をかけて試験、測定する。